

第17回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年11月11日(月)

午前8時58分～午前10時42分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第 1 7 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午前 8 時 5 8 分～午前 1 0 時 4 2 分

2. 場所 遠賀町役場 2 階 大会議室

3. 出席委員 (1 4 名)

議 長	1 番	三原	高志
副議長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	石井	佐千生
委 員	4 番	林	長輝 (欠席)
委 員	5 番	原田	利春
委 員	6 番	加藤	陽一郎
委 員	7 番	米田	かおる
委 員	8 番	一田	孝雄

委 員	1 番	秦	公美
委 員	2 番	白石	元弘 (欠席)
委 員	3 番	白木	敏明
委 員	4 番	松井	悟
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	吉田	茂三
委 員	7 番	高崎	洋介

4. 1 1 月の農業相談委員

2 番	安藤	敏生	委員
3 番	石井	佐千生	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

② 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

- ③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ⑤ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)

(2) 報告案件

- ① 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 令和 7 年度農業委員会日程および開催場所について
- ② 農業委員会研修大会について
- ③ 忘年会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	山下 啓輔
事務局職員	杉本 千晴

開 会 8 時 5 8 分

議長 おはようございます。本日は林委員と白石委員から欠席の連絡があつております。よつて農業委員 8 名中 7 名、推進委員 7 名中 6 名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よつて、ただいまより第 17 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は、2 番安藤敏生委員、3 番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係4件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が老良にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく老良にお住まいの●●●●氏です。
申請地が3ページの字図にありますように、大字老良字砦517番で、地目は田、面積は863㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は90,208㎡で、農業に従事しており特段問題ないものと思われま

す。
続きまして議案書の4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人は北九州市にお住まいの●●●●氏、譲渡人は鬼津にお住まいの●●●●氏です。
申請地が6ページの字図にありますように、大字尾崎字堤口238番、239番の2筆です。地目はすべて田、面積は合計1,049㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地です。申請理由は自己住宅の建築となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。
7ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は浄化槽への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としてはコンクリート型枠擁壁を設けることとなっております。

8 ページが現況平面図です。北東が道路に面しており、そのほかは宅地や資材置場に隣接しております。

9 ページが土地利用計画図および排水計画図です。今回は自己住宅の建築ということですが、2世帯で2棟建てる予定となっております。西の道路側に1棟、南西側に1棟の計2棟です。申請地全体に土を入れ、道路と面している箇所以外は型枠ブロックを設置し土留めを行います。

また雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水はそれぞれの棟に設置している浄化槽で処理したのち道路側の側溝へ流す計画です。

10 ページが縦横断図です。道路より少し高くなるように盛土し、全体を水平にする計画です。土留めはコンクリート型枠ブロックを設置する予定です。

11 ページから14 ページが建物の平面図および立面図です。今回は建物が2棟あるため、それぞれ平面図、立面図をつけております。

15 ページが関係者説明に関する調査票となっております。隣接する農地はございません。

また、今回の付議案件②は第1種農地で1,000㎡を超えているため、県の常設審議委員会にかける案件となっております。

議案書の16 ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が遠賀川に事業所を置く株式会社●●●●●●●●●●

代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●●●氏です。

申請地が18 ページの字図にありますように大字今古賀字砂田667番です。地目は田、面積は1,510㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地です。

申請理由は7区画の宅地分譲となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長の条件付き承諾となっております。

ります。

19ページ・20ページが水利承諾書です。20ページをご覧ください。条件としましては「転用申請地内には農業用水に関わるバルブや管が埋設されている。転用後既設の農業用配管等は私有地から完全に切断撤去し、切断した既設の配管から農業用水が私有地に逆流しない措置を講じること。なお撤去後のバルブ等は業者で責任を持って処分すること。また、工事の時期が稲作の時期と重なった場合は事前に生産組合長と対応を協議の上、撤去工事を行うこと。」となっています。

21ページが事業計画書です。申請者の事業目的は宅地分譲で、7区画作る予定です。施工計画は1月から着工し、8月に完了となる見込みです。給水計画は公共上水道となっております。

22ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流。汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成による被害防除としてはブロック擁壁を設置することとなっております。

23ページが現況平面図です。東側が宅地と隣接しており、そのほかはすべて道路と面しています。また道路と申請地の間には側溝が設置されています。

24ページが土地利用計画図です。7区画に分けて東側の隣地および各区画の境界にはコンクリートブロックを設置する計画となっております。

25ページが造成計画図です。西側のD区画の一部を切土し、その他は全体的に土を入れ盛土を行う計画です。

26ページ、27ページが縦横断図です。全体的に盛土し、北と南の道路に面した箇所は畦を切土し道路とフラットにする計画です。また土留め工事はコンクリートブロックで行う予定です。

28ページが給排水計画図です。給水は北と南および西側から給水し、雨水は側溝へ排水する計画です。汚水と生活雑排水は現在南側の道路まで既設の埋設管が埋まっておりますが、それを西側の道路まで延長させ、南側と西側から下水道へ接続する計画です。

29ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説

明を行い許可を得ています。

続きまして議案書の30ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が蓮角にお住まいの●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●●氏です。

申請地が32ページの字図にありますように、大字木守字芝原543番1、543番2の2筆です。地目はすべて田、合計面積が803㎡です。農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地です。

申請理由は貸資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長の条件付き承諾となっております。

33ページが水利関係承諾書です。条件は「側溝および水路の蓄積物の除去を行うこと」となっております。

34ページが事業計画書です。申請者の事業目的は貸資材置場で、申請者の●●氏は自身が代表を務める株式会社●●●●●へ今回の申請地を貸す計画です。また、申請地にはバックホー2台と碎石70㎡を置く計画です。

35ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては隣接地との間に溝を設けることとなっております。

36ページが現況平面図です。北と南側が道路と面しており、東側は水路、西側は農地と接しております。

37ページが土地利用計画図です。北側の道路から乗り入れを行い南側を資材置場、西側に重機を置く計画です。敷地全体に土を入れ、西と南側には隣接地との境界に溝を設ける計画です。

38ページが縦横断図です。全体的に北側の道路より少し高くなるように土を入れます。東側の水路からは1m程離し、西側と南側も隣地との境界に溝ができるように少し離して盛土を行う計画です。

39ページが排水計画図です。雨水排水は自然流下で、表面

を流れる雨水は北側は側溝へ、その他は西および南側の溝を通じて水路へ流す計画です。

40 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い承諾を得ております。

続きまして議案書の41 ページをお開きください。付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてです。

譲受人が老良に事業所を置く株式会社●●●● 代表取締役●●●●氏。譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が43 ページの字図にありますように、大字老良字桶淵226番2、地目は田、面積は158㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、農地の用途区分は無指定の第一種農地です。申請地の道路を挟んで向かい側の227番1に今回の申請者の事業所及び展示ガーデンがあります。

申請理由は資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長の無条件承諾となっております。

44 ページが事業計画書です。申請者の事業目的は資材置場で、申請理由は事業拡張のためです。申請地には展示用の植物および木製の物置を置く予定です。

45 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックおよび型枠擁壁を設置する。法面は傾斜を緩やかにする。」となっております。

46 ページが現況平面図です。北側が道路に面しており、南側は水路、西側には側溝があります。東側は隣接地との間に既存のコンクリートブロックが設置してあります。

47 ページが土地利用計画図です。西の側溝側に盛土を行い北側の道路とフラットになるようにします。展示用の木製の物置を設置し、一部化粧砂利と石張り舗装を行います。化粧砂利の箇所に車を駐車できるようにする計画です。植物を置く予定の東側は盛土をせず、西側の盛土部分から緩やかな傾

斜の法面を形成する計画です。南側水路および西側側溝との境界にはコンクリートブロックおよび型枠擁壁を設置して土留め工事を行う予定です。雨水は自然流下です。

48ページが縦横断図です。西の側溝側に道路高まで盛土を行い、コンクリートブロックおよび型枠擁壁で土留め工事を行う計画です。

49ページが西側に設置する予定の展示用の木製物置の図です。

50ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ております。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 0 分

— 現 地 調 査 後 —

再 開 1 0 時 3 3 分

議長

再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

この案件については●●●●委員が当事者となりますので●●委員は退出をお願いします。

～ ●●●●委員退出 ～

議長

では地区担当の一田孝雄委員から報告をお願いします。

農業委員
(8 番)

特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

～ ●●●●委員入室 ～

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の松井悟委員から報告をお願いします。

推進委員 先ほど見ていただいた通り、特に問題はないと思われますので
（4番） ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。地区担当の加藤陽一郎委員と吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6 番) 問題はないと思われますので、ご審議お願いします。

推進委員
(6 番) 問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。地区担当の石井佐千生委員と白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3 番) 前回も現地を見ていただきまして、今回も再度見ていただき問題はないと思われますのでご審議のほどをお願いいたします。

推進委員
(3 番) 同業者への貸資材置場として利用する予定なので別段問題はないと思われます。審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案

のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。地区担当の一田孝雄委員と高崎洋介委員から報告をお願いします。

農業委員
(8 番) 地権者の方は北九州市に住まわれていますが問題はないと思われますのでご審議のほどお願いいたします。

推進委員
(7 番) 自宅兼作業所の目の前で問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それでは報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 では議案書の 5 1 ページをお開きください。報告案件①農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
こちらは利用権の合意解約についてでございますが。今回は耕作者の変更および農地転用に伴う解約が 8 筆、合計 9 , 1 1 2 m²が出てきております。以上です。

議長 報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①令和7年度農業委員会日程および開催場所の案について説明。
②農業委員会研修大会について説明。
③忘年会について説明。
事務局からは以上です。

議長 ではその他の案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 その他皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第17回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 20分